

附属書 1（和文仮訳）

中核的能力

- 1 当事国は、既存の国内の組織及び資源を活用し、この規則に定める当事国の中核的能力（次の活動に関するものを含む。）の要件を満たすものとする。
 - (a) 予防、監視、報告、通報、検証、備え、対応及び協力についての活動
 - (b) 指定した空港、港及び陸上通過点に関する活動
- 2 各当事国は、この規則が自国について効力を生じた後 2 年以内に、既存の国内の組織及び資源の能力がこの附属書に規定する最低限の要件を満たすかどうかについて評価する。その評価を踏まえ、当事国は、第 5 条 1、第 13 条 1 及び第 19 条（a）の規定に従い、その中核的能力が自国の領域全体において存在し、及び機能することを確保するための行動計画を策定し、及び実施する。
- 3 当事国及び WHO は、この附属書の規定に基づく評価、計画及び実施のプロセスを支援する。
- 4 第 44 条の規定に従い、当事国は中核的能力の開発、強化及び維持において、可能な限り相互に協力する。

第 A 部 予防、監視、備え及び対応のための中核的能力の要件

- 1 地域社会のレベル又は基礎的な公衆衛生対応のレベル（以下「地方レベル」という。）においては、各当事国は次の事項のための中核的能力を開発し、強化し、及び維持する。
 - (a) 当事国の領域内の全ての区域において、特定の時期及び場所について予想される水準を超える疾病又は死亡を伴う事象を検知すること。
 - (b) 適切な保健当局に対し入手し得る全ての必要な情報を直ちに報告すること。地域社会のレベルにおいては、現地の保健機関又は適切な保健に従事する者に報告すること。基礎的な公衆衛生対応のレベルにおいては、組織の構造に応じて、中間対応レベル又は国の対応レベルに報告すること。この附属書の適用上、必要な情報には臨床的記述、検査分析の結果、リスクの発生源及び種類、人の症例数及び死亡数、疾病のまん延に影響を与える条件並びに実施された保健上の措置を含む。
 - (c) 予備的な管理上の措置の実施に備え、及び直ちにこれを実施すること。
 - (d) 公衆衛生上のリスク及び事象に対応するために必要な保健サービスへのアクセスを提供し、及び促進するために備えること。

(e) 公衆衛生上のリスク及び事象に備え、及び対応するに当たり、地域社会を含む利害関係者に
関与すること。

2 中間的な公衆衛生対応のレベル（以下「中間レベル」という。）においては、該当する場合には¹、各当事国は次の事項のための中核的能力を開発し、強化し、及び維持する。

(a) 報告された事象の状況を確認し、及び追加的な管理上の措置を支援し、又は実施すること。

(b) 報告された事象について直ちに評価し、及び緊急であることが判明した場合には、全ての必要な情報を国のレベルに報告すること。この附属書の適用上、緊急である事象の基準には、公衆衛生上の重大な影響又は特異な若しくは予想外の性質でまん延する可能性が高いものを
含む。

(c) 次の事項に関連することを含む公衆衛生上のリスク及び事象の予防、これらへの備え及び対応において、地方レベルと調整し、及び支援すること。

(i) 監視

(ii) 現場における調査

(iii) 標本の照会を含む臨床検査診断

(iv) 管理上の措置の実施

(v) 対応のために必要な保健サービス及び保健製品へのアクセス

(vi) 誤情報及び偽情報への対処を含むリスクコミュニケーション

(vii) 後方支援（例えば、設備、医療その他関連する需品及び輸送）

3 国のレベルにおいては、

評価及び通報。各当事国は次の事項のための中核的能力を開発し、強化し、及び維持する。

(a) 緊急の事象についての全ての報告を 48 時間以内に評価すること。

¹ 行政の構造上、中間レベルが存在しない、又は明確に特定できない当事国においては、(a) から (e) までは掲げる中核的能力は、国内法令及び状況に応じ地方レベル又は国のレベルのいずれかで開発し、強化し、又は維持するものと了解される。

- (b) 評価の結果として当該事象が第 6 条 1 及び附属書 2 の規定に従って通報すべきものであることが示された場合には IHR 国家中央連絡窓口を通じて直ちに WHO に通報し、並びに第 7 条及び第 9 条 2 の規定に従い要求される場合には WHO に通報すること。

公衆衛生に係る予防、備え及び対応。各当事国は、次の事項のための中核的能力を開発し、強化し、及び維持する。

- (a) 疾病の国内の及び国際的なまん延を防止するために求められる管理上の措置の迅速な決定
- (b) 監視
- (c) 専門職員の配置
- (d) 検体の検査分析（国内で又は協力センターを通じて行うもの）
- (e) 後方支援（例えば、設備、医療その他関連する需品及び輸送）
- (f) 現地における調査を補助するために必要となる現場での支援の提供
- (g) 臨床症例の管理並びに感染の予防及び制御のための指針の作成又は普及
- (h) 対応に必要な公衆衛生サービス及び保健製品のアクセス
- (i) 誤情報及び偽情報への対処を含むリスクコミュニケーション
- (j) 封じ込め及び管理上の措置を迅速に承認し、及び実施するための上級の保健職員その他の職員との業務上の直接的な接点の提供
- (k) 他の関連する政府部門との直接的な連絡体制の提供
- (l) 当事国の領域内及び他の当事国の領域内における事象について WHO から受領した情報及び勧告を周知させるための利用可能な最も効率的な通信手段による病院、診療所、空港、港、陸上通過点、研究所その他重要な業務分野との接点の提供
- (m) 国の公衆衛生上の緊急対応計画の策定、運用及び維持（国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのある事象に対応する学際的な又は多部門のチームを設けることを含む。）
- (n) 国内での活動の調整並びに地方レベル及び該当する場合には中間レベルでの公衆衛生上のリスク及び事象の予防、これらへの備え及び対応の支援

(o) (a) から (n) までに規定する事項の 24 時間体制での提供

第 B 部 指定された空港、港及び陸上通過点に関する中核的能力の要件

1 各当事国は、常に次の事項のための中核的能力を開発し、強化し、及び維持する。

- (a) (i) 病気の旅行者に対する迅速な評価及び治療を可能とする場所に位置する適切な医療サービス（診断施設を含む。）並びに (ii) 十分な職員、設備及び建物を利用する機会を提供すること。
- (b) 適切な医療施設に病気の旅行者を搬送するための設備及び人員を利用する機会を提供すること。
- (c) 輸送機関の検査のために訓練された人員を提供すること。
- (d) 適当な場合には検査計画を実施することにより、入域地点の施設（飲用水の供給、食事施設、航空機内での料理の提供のための施設、公衆トイレ、適切な固形及び液体の廃棄物処理サービスその他潜在的なリスクのある区域を含む。）を利用する旅行者にとって安全な環境を確保すること。
- (e) 入域地点又はその付近において媒介動物及び保有宿主を管理するために、実行可能な限り計画及び訓練された人員を提供すること。

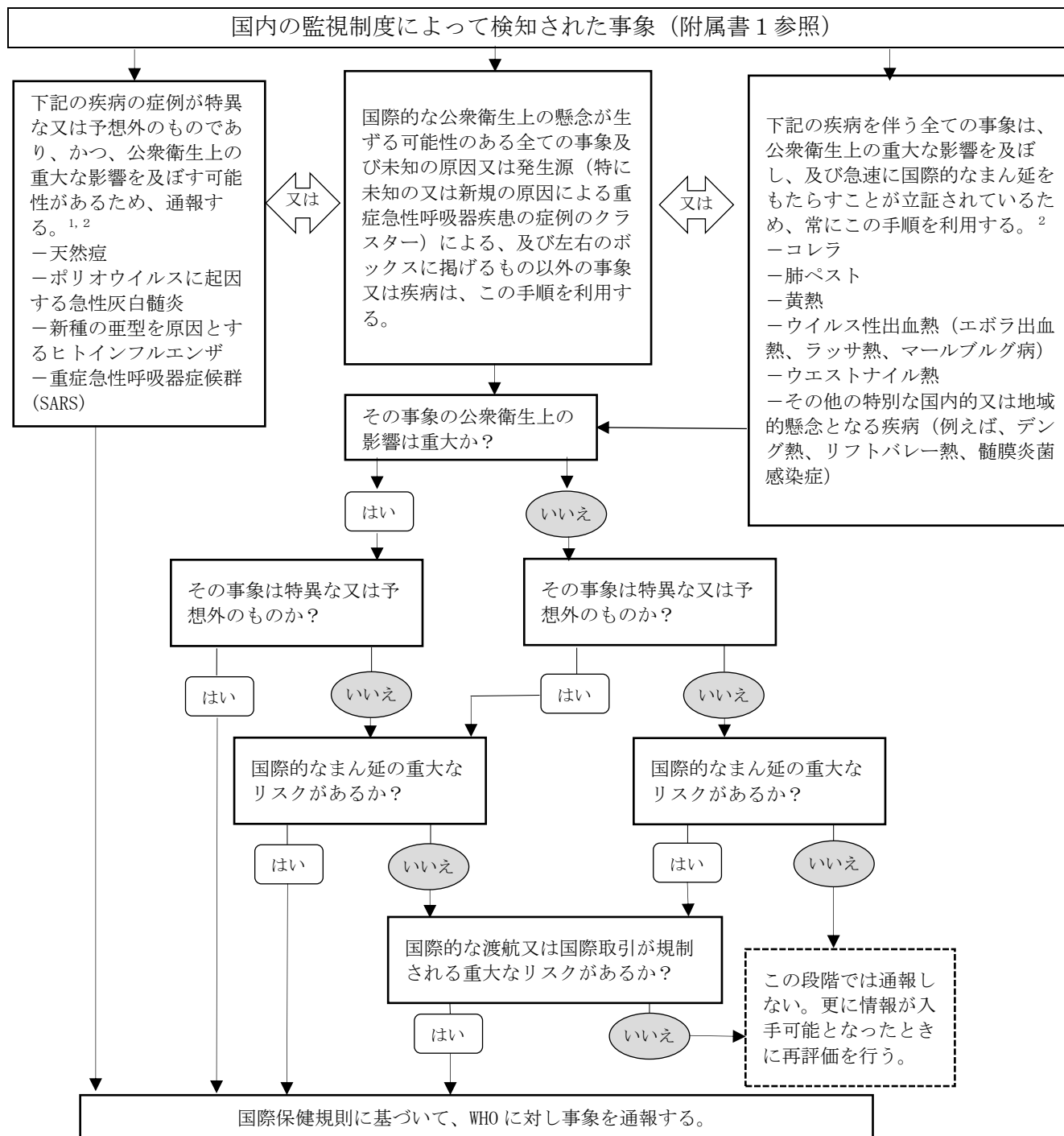
2 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのある事象に対応するために、各当事国は次の事項のための中核的能力を開発し、強化し、及び維持する。

- (a) 公衆衛生上の緊急時対応の計画（関係する入域地点、公衆衛生その他の機関及び部局における調整官並びに連絡窓口の指定を含む。）を作成し、及び維持することにより、適切な公衆衛生上の緊急対応を提供すること。
- (b) 影響を受けた旅行者又は動物の隔離及び処置、検体分析その他必要となることがある支援サービスについて現地の医療機関及び獣医療機関並びに研究所と取決めを作成することにより、当該旅行者又は当該動物に対する評価及び治療を提供すること。
- (c) 疑いのある又は影響を受けた者を他の旅行者と分離して質問をするための適切な場所を提供すること。
- (d) 疑いのある旅行者についての評価及び必要な場合には検疫措置を行うこと（入域地点から離れた施設であることが望ましい。）。

- (e) 手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包に対する虫類駆除、ねずみ族駆除、消毒、除染その他の処置のための勧告された措置を適用すること（適当な場合には、これらのために特に指定し、及び準備した場所で当該措置を行うことを含む。）。
- (f) 到着し、及び出発する旅行者に対する入域又は出域の管理を実施すること。
- (g) 感染又は汚染を運ぶ可能性がある旅行者を輸送するために特に指定された設備及び適切な個人防護を備え、訓練を受けた人員を利用する機会を提供すること。

附属書 2

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのある事象の 評価及び通報のための決定手続



1 WHO の症例の定義による。

2 この症例のリストはこの規則の目的にのみ使用する。

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのある事象の
評価及び通報のための決定手続の適用例

この附属書で示す例は拘束的なものではなく、
決定手続の基準を解釈するための例示的指針として提示するものである。

その事象は、次の基準のうち二以上に該当するか？

その事象の公衆衛生上の影響は深刻か？	I. その事象の公衆衛生上の影響は深刻か？
	1. 一定の場所、時期又は人々に対して、その種の事象の症例数又は死者数は多いか？
	2. その事象が公衆衛生上の重大な影響を及ぼす可能性があるか？ 以下は、公衆衛生上の重大な影響を及ぼす状況の例である。 ✓ 伝染病を引き起こす可能性の高い病原体によって引き起こされた事象（病原体の感染力、高い致死率、複数の伝播経路又は健康な保菌者） ✓ 治療が失敗する兆候（薬剤への新たな耐性、ワクチンの無効、解毒剤への耐性又は無効） ✓ 人の症例が全く又はほとんど確認されていない場合であっても、重大な公衆衛生上のリスクを示している事象 ✓ 医療関係者の間で症例が報告されている。 ✓ 危険にさらされている人々が特に脆弱である（難民、低い予防接種率、児童、高齢者、免疫能力が低い者、栄養不足の者等）。 ✓ 公衆衛生上の対応を妨げる又は遅延させる可能性のある付随的な要因（当事国内における自然災害、武力紛争、不利な気象条件の多発） ✓ 人口密度の高い地域における事象 ✓ 自然発生又はその他の発生要因により人々又は広範な地域を汚染した又は汚染する可能性がある有毒性、感染性のその他の危険な物質の拡大
	3. 現在の事象を検知し、調査し、対応し、及び管理するために、又は新たな事例の防止のために外部の支援が必要か？ 以下は、支援が必要となる可能性がある場合の例である。 ✓ 人的、財政的、物質的又は技術的資源の不足。特に、 － 事象を調査する検査機関又は疫学的能力（設備、人員、財政的資源）の不足 － 解毒剤、薬品若しくはワクチン又は防護具、除染資機材若しくは見込まれる需要に対処するための補助資機材の不足 － 既存の監視制度では新たな症例を適時に検知するのに不十分である。
	その事象の公衆衛生上の影響は深刻か？ 上記の質問 1、2 又は 3 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」

その事象は予想外のものか？	II. その事象は特異な又は予想外のものか？
	4. その事象は特異なものか？ 以下は、特異な事象の例である。 ✓ その事象は未知の病原体又は発生源によって引き起こされており、媒体、伝播経路が特異な又は未知のものである。 ✓ 症状の進展（疾病率又は致死率を含む。）が予想よりも深刻であるか、又は特異な症状を伴っている。 ✓ その事象の発生自体がその地域、季節又は人々にとって特異なものである。

	5. その事象は公衆衛生上の観点から予想外のものか？ 以下は、予想外の事象の例である。 ✓ 当事国から既に除去された若しくは根絶された、又は過去に報告されたことのない疾病若しくは病原体によって引き起こされた事象
	その事象は特異な又は予想外のものか？ 上記の質問 4 又は 5 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」

国際的なまん延の重大なリスクがあるか？	III. 国際的なまん延の重大なリスクがあるか？
	6. 他国における類似の事象と疫学的に関連している証拠があるか？
	7. その病原体、媒体又は宿主が国境を越えて移動する可能性に関して、警戒すべき何らかの要因があるか？ 以下は、国際的なまん延を起こす可能性のある状況の例である。 ✓ 地域的なまん延の証拠がある場合、過去 1 か月以内に次の履歴とともに発端症例（又は他の関連のある症例）がある。 － 国際的な渡航（既知の病原体の場合には潜伏期間に相当する期間） － 国際的な会合（巡礼、スポーツ行事、会議等）への参加 － 国際的な旅行者又は高度に流動的な人々との緊密な接触 ✓ 国境を越えてまん延する可能性のある環境汚染によって引き起こされた事象 ✓ 衛生管理、環境的な検知又は除染のための能力が限られた国際運輸量の過密な地域における事象
	国際的なまん延の重大なリスクがあるか？ 上記の質問 6 又は 7 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」

国際的な渡航又は国際取引が規制される重大なリスクがあるか？	IV. 国際的な渡航又は国際取引が規制される重大なリスクがあるか？
	8. 過去の類似の事象の結果、取引又は渡航が国際的に規制されたか？
	9. 疑いのある又は既知の発生源が汚染された可能性のある食品、水又は他の物品となり、他国から又は他国へ輸入され、又は輸出されているか？
	10. その事象は国際的な会合又は国際的な観光が盛んな地域に関連して発生したものか？
	11. その事象によって外国の当局又は国際メディアから追加的な情報の請求があったか？
	国際的な渡航又は国際取引が規制される重大なリスクがあるか？ 上記の質問 8、9、10 又は 11 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」

上記の四の基準（I-IV）のうち、いずれか二の事象が該当するかという質問に「はい」と答えた当事国は、国際保健規則第 6 条に従い WHO に通報する。

附属書 3

船舶衛生管理免除証明書／船舶衛生管理証明書の様式見本

港名.....日付：.....

この証明書には、検査及び 1) 管理の免除又は 2) 適用した管理上の措置を記録する。

船舶又は内水航行船舶の名称.....旗国.....登録/IMO No.

検査時に船倉は、空であった／.....トンの.....貨物を積載していた。

検査官の氏名及び住所.....

船舶衛生管理免除証明書

検査した区域 [システム及び業務]	発見した証拠 1	検体の結果 2	審査した書類
調理室			医療記録
食料貯蔵室			航海日誌
保管庫			その他
船倉／貨物			
船室：			
－乗組員			
－高級船員			
－乗客			
－甲板			
飲用水			
汚水			
バラストタンク			
固形廃棄物及び医療廃棄物			
貯留水			
機関室			
医療施設			
その他の指定区域（添付書類参照）			
注：適用しない区域は N/A で示す。			

証拠は発見されなかった。船舶は管理上の措置を免除される。

発行する職員の氏名及び称号..... 署名及び捺印..... 日付.....

船舶衛生管理証明書

[illegible]

記載されている管理上の措置が以下の日付に適用された。

¹(a)次のものを含む感染又は汚染の証拠：あらゆる成長段階の媒介動物。媒介動物の保有宿主である動物。人の疾病及び人の健康に対する微生物学的、化学的その他のリスクを運ぶげっ歯類その他の種。衛生上の措置が不十分である兆候。(b)人の症状に関する全ての情報（船舶保健明告書に含まれる。）

²船舶内で採取された検体の結果。最も簡便な方法で船長に対して提出され、及び再検査が必要な場合には、この証明書に記載する再検査の日に一致する次の適当な寄航港に対して提出される分析

船舶衛生管理免除証明書及び船舶衛生管理証明書は、最大6か月間有効とする。ただし、港において検査を実施することができない場合及び感染又は汚染の証拠が存在しない場合には、当該有効期間を1か月間延長することができる。

船舶衛生管理免除証明書／船舶衛生管理証明書の様式見本の添付書類

検査した区域／施設／システム ¹	発見した証拠	検体の結果	審査した書類	適用した管理上の措置	再検査日	判明した状況に関するコメント
食品						
出所						
貯蔵						
準備						
サービス						
水						
出所						
貯蔵						
配水						
廃棄物						
保存						
処理						
廃棄						
プール／スパ						
設備						
使用						
医療施設						
設備及び医療用具						
使用						
薬剤						
検査したその他の区域						

¹ 列挙された区域で適用しないものは N/A で示す。

附属書 4

輸送機関及び輸送機関の運行者に関する技術的要件

第 A 節 輸送機関の運行者

- 1 輸送機関の運行者は、適当な場合には、次の事項を準備し、及び促進する。
 - (a) 貨物、コンテナ及び輸送機関の検査
 - (b) 輸送機関内の人に対する医学的検査
 - (c) その他この規則に基づいた保健上の措置の適用（輸送機関内及びその乗降時において適用されるものを含む。）
 - (d) 当事国が要請する関連する公衆衛生上の情報の提供
- 2 輸送機関の運行者は、この規則に基づき、権限のある当局に対して、有効な船舶衛生管理免除証明書若しくは船舶衛生管理証明書若しくは船舶保健申告書又は航空機総合申告書の保健に関する部分を提出する。

第 B 節 輸送機関

- 1 この規則に従って手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関及び物品に適用する管理上の措置は、人を可能な限り傷つけず、若しくは不快にさせないように、又は手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関及び物品を可能な限り破損しないように実施する。管理上の措置は、可能かつ適当な場合には、輸送機関及び船倉が空のときに実施する。
- 2 当事国は、貨物、コンテナ又は輸送機関に対して適用した措置、処置した部分、用いた方法及び当該措置を適用した理由を書面により示す。この情報は、航空機の担当者に対しては書面により、及び船舶の場合には船舶衛生管理証明書により提供する。当事国は、その他の貨物、コンテナ又は輸送機関についても、荷送人、荷受人、運送人、当該輸送機関の担当者又はそれらの代理人に対し当該情報を書面により発出する。

附属書 5

媒介動物によって媒介される疾病に対する特別措置

- 1 WHO は、虫類駆除その他の媒介動物についての管理上の措置が勧告された区域のリストを当該区域から到着する輸送機関に対して定期的に公表する。当該区域についての判断は、適当な場合には、暫定的又は恒常的な勧告に関する手続に従って行われる。
- 2 媒介動物の管理を勧告された区域の入域地点を離れる全ての輸送機関は、虫類駆除を行い、及び媒介動物を有しないことを保持すべきである。これらの手続のために機関が助言する手法及び物質がある場合には、これを用いるべきである。輸送機関内の媒介動物の存在及びそれらを駆除するために用いた管理上の措置は、次のものに記載する。
 - (a) 航空機については、航空機総合明告書の保健に関する部分。ただし、当該航空機が到着する空港の権限のある当局が同明告書の保健に関する部分を免除する場合には、この限りでない。
 - (b) 船舶については、船舶衛生管理証明書
 - (c) その他輸送機関については、荷送人、荷受人、運送人、当該輸送機関の担当者又はそれらの代理人に対して発出される書面による処置の証明
- 3 当事国は、機関が助言する手法及び物質が用いられている場合には、他国が輸送機関に対して適用した虫類駆除、ねずみ族駆除その他の管理上の措置を受け入れるべきである。
- 4 当事国は、公衆衛生上のリスクをもたらす感染性の病原体を運ぶおそれのある媒介動物を、旅行者、輸送機関、コンテナ、貨物及び郵送小包に関する業務に用いる入域地点施設のある区域からの距離が 400 メートル以上の場所で管理するために計画を策定する。媒介動物がより広範囲に存在する場合には、当該距離を延長する。
- 5 適用した媒介動物の管理上の措置が成功したかどうかを確認するために事後の検査が必要な場合には、当該事後の検査の実施について助言する権限のある当局は、次に寄航する港又は空港の権限のある当局であってそのような検査を行う能力を有するものに対し、その事後の措置の必要性を事前に知らせる。船舶の場合には、船舶衛生管理証明書にその旨を記載する。
- 6 次の場合には、輸送機関を疑いがあるものとみなし、媒介動物及び保有宿主についての検査を実施すべきである。
 - (a) 輸送機関内に媒介動物によって媒介される疾病の可能性のある症例が存在する場合

(b) 国際通行中の輸送機関内で媒介動物によって媒介される疾病の可能性のある症例が発生した場合

(c) 輸送機関内の媒介動物が引き続き疾病を運ぶ可能性のある期間中に当該輸送機関が影響を受けた区域を離れた場合

7 当事国は、3 に規定する管理上の措置又はその他機関が勧告する措置が適用される場合には、当該当事国の領域内における航空機の着陸又は船舶の停泊を禁止すべきではない。もっとも、影響を受けた区域から来る航空機又は船舶に対し、着陸又は停泊のために当該当事国が指定する空港への着陸又は当該当事国が指定する別の港への進航を要求することができる。

8 当事国は、媒介動物によって媒介される疾病の媒介動物が自国の領域内に存在する場合には、当該媒介動物によって媒介される疾病によって影響を受けた区域から到着する輸送機関に対して、媒介動物の管理上の措置を適用することができる。

附属書 6

予防接種、予防法及び関連する証明書

- 1 附属書 7 に規定する又はこの規則に基づき勧告されるワクチンその他予防法は、適切な品質のものとする。WHO が指定するワクチン及び予防法は、WHO の承認を要する。当事国は、要請に応じて、WHO に対しこの規則に基づき自国の領域内で実施するワクチン及び予防法の適切性についての適切な証拠を提出する。
- 2 この規則に基づき予防接種その他予防法を受ける者には、この附属書に定める様式による予防接種又は予防法の国際証明書（以下「証明書」という。）が提供される。この附属書に定める証明書の様式からの逸脱は認められない。
- 3 この附属書に定める証明書は、使用するワクチン又は予防法が WHO によって承認されている場合に限り効力を有する。
- 4 この附属書の規定に従って非デジタル様式で発行される証明書には、ワクチン又は予防法の実施を監督する医師その他権限を与えられた保健に従事する者である臨床家が署名しなければならない。当該証明書には、実施機関の公の印章も押されなければならない。もっとも、公の印章は署名に代わるものではない。発行の様式にかかわらず、証明書には、ワクチン又は予防法の実施を監督する臨床家又は証明書の発行若しくは管理センターを監督する責任のある関連当局の名前が記載されていなければならない。
- 5 証明書は、英語又はフランス語でその全てに記入する。証明書は、英語又はフランス語に加えて他の言語で作成することもできる。
- 6 証明書に修正、削除又はいずれかの欄への記入漏れがあった場合には、証明書を無効にすることができる。
- 7 証明書は個別のものであり、また、いかなる場合にも共同で使用しない。児童に対しては別個の証明書を発行する。
- 8 この附属書の規定に基づく非デジタル様式の証明書について、児童が字を書けない場合には、親又は保護者が証明書に署名する。署名ができない者の署名は、その者が通常用いる方法としての記号及び他の者が当該記号をその者のものとして示すことで本人の署名とみなされる。保護者がいる場合には、保護者が代理で証明書に署名するものとする。
- 9 監督する臨床家が医学的根拠に基づいて予防接種又は予防法が医学的に禁忌であると考えられる場合には、監督する臨床家は、その者に対し、英語又はフランス語の書面及び適当な場合には英語又はフランス語に加えて他の言語による書面により、その考えの基礎となる理由であって権限のあ

る当局がその者の到着時に考慮すべきものを提供する。監督する臨床家及び権限のある当局は、第 23 条 4 の規定に従い、その者に対して、予防接種又は予防法を行わない場合のあらゆるリスクを通知する。

- 10 軍隊がその現役の構成員に発行する同等の文書は、次のいずれにも該当する場合には、この附属書に示す様式の国際証明書に代わって受け入れられる。
 - (a) その文書が当該様式の要求するものと実質的に同一の医学的情報を含む場合
 - (b) その文書が、英語又はフランス語及び適当な場合には英語又はフランス語に加えて他の言語で、予防接種又は予防法の種類及びその実施日の記録並びにその文書がこの 10 の規定に基づいて発行されたものであると示されている場合

予防接種又は予防法の国際証明書の様式見本

この証明書は、下記の者が国際保健規則に従い、記載された日付に下記の予防接種又は予防法を受けたことを証明する。

氏名..... 生年月日.....性別国籍

国の身分証明書類（該当する場合）

署名¹..... 又は

親又は保護者の名前（該当する場合）

親又は保護者の署名¹（該当する場合）

（疾病又は症状の名称）

ワクチン 又は予防 法	日 付	監督する臨床家又は証明 書の発行若しくは管理セ ンターを監督する責任の ある関連当局の名称	監督する臨床 家の署名 ¹	ワクチン又は 予防法の製造 者及び製造番 号	証明書の有 効期限…… から ……まで	実施機関の 公の印章 ¹
1.						
2.						

この証明書は、接種されるワクチン又は予防法が世界保健機関によって承認されたものである場合にのみ有効である。

非デジタル様式のこの証明書には、ワクチン又は予防法の実施を監督する医師その他権限を与えられた保健に従事する者である臨床家が署名する。証明書には、実施機関の公の印章も押されなければならない。もっとも、公の印章は署名に代わるものではない。発行の様式にかかわらず、証明書には、ワクチン又は予防法の実施を監督する臨床家又は証明書の発行若しくは管理センターを監督する責任のある関連当局の名称が記載されていなければならない。

この証明書に修正、削除又はいずれかの欄への記入漏れがあった場合には、証明書は無効にすることができる。

¹ 非デジタル様式で発行された証明書にのみ適用される。

この証明書の効力は、特定の予防接種又は予防法に記載された日付までとする。この証明書は、英語又はフランス語でその全てに記入する。この証明書は、英語又はフランス語に加えて同様の書類に他の言語で作成することもできる。

附属書 7

特定の疾病のための予防接種又は予防法に関する要件¹

- 1 予防接種又は予防法に関するあらゆる勧告に加え、次の疾病については、当事国に入域するための条件としてその予防接種又は予防法の証明であってこの規則に従って特に指定されるものを旅行者に要求することができる。

黄熱の予防接種

2 黄熱の予防接種に対する勧告及び要件

(a) この附属書の適用上、

- (i) 黄熱の潜伏期間は 6 日とする。
 - (ii) WHO が承認する黄熱ワクチンは、接種した日の後 10 日から感染に対する予防効果をもたらすものとする。
 - (iii) その予防効果は、接種された者の生存期間中持続するものとする。
 - (iv) 黄熱予防接種証明書の有効期間は、接種した日の後 10 日から接種された者の生存期間とする。
- (b) 機関が黄熱の伝播のリスクが存在すると判断した区域を離れるあらゆる旅行者は、黄熱の予防接種を要求されることがある。
- (c) 旅行者は、黄熱予防接種証明書で効力を生じていないものを所持している場合にも、出発を認められることがある。ただし、到着の際は、(h)の規定が適用されることがある。
- (d) 有効な黄熱予防接種証明書を所持している者は、機関が黄熱の伝播のリスクが存在すると判断した区域から来た場合であっても、疑いのある者として扱われない。
- (e) 附属書 6 の 1 の規定に従い、使用する黄熱ワクチンは機関によって承認されなければならない。

¹ 2014 年 5 月 24 日に第 67 回世界保健総会の決議 WHA67.13 により 2(a) (iii) 及び (iv) は改正された。この改正は、2016 年 7 月 11 日に国際保健規則 (2005) の全ての当事国に対して効力を生じた。

- (f) 当事国は、用いられる手続及び物質の質及び安全性を確保するために、自国の領域内において特定の黄熱予防接種の機関を指定する。
- (g) 機関が黄熱の伝播のリスクが存在すると判断した区域の入域地点において雇用される全ての者及び当該入域地点を使用する輸送機関の全ての乗組員は、有効な黄熱予防接種証明書を持するものとする。
- (h) 自国の領域内に黄熱の媒介動物が存在する当事国は、機関が黄熱の伝播のリスクが存在すると判断した区域からの旅行者であって有効な黄熱予防接種証明書を提示できないものに対し、当該証明書が有効となるまで又は感染症への最後の暴露の可能性が推定される日から起算して6日を超えない期間が満了するまでのいずれか早い方の時まで、検疫措置を受けるよう要求することができる。
- (i) 黄熱予防接種の免除証明書であって権限を与えられた医務官又は権限を与えられた保健に従事する者が署名したものを所持する旅行者であっても、(a)から(h)までの規定に従うこと及び黄熱の媒介動物からの保護に関する情報を提供されることを条件として、入域を認められることがある。当該旅行者に対する検疫措置が行われない場合には、当該旅行者は、発熱その他の症状を権限のある当局に報告することを要請され、及びその監視下に置かれることがある。

附属書 8

船舶保健明告書の様式見本

外国の港から到着する船長が記入し、及び権限のある当局に対して提出すること。

提出する港.....日付.....
船舶又は内水航行船舶の名称.....登録／IMO No.出発地.....到着地.....
(国籍)(船の旗国).....船長の氏名.....
総トン数(船舶).....
トン数(内水航行船舶).....
有効な船舶衛生管理免除証明書又は船舶衛生管理証明書を所持しているか？
はい.....いいえ.....発行元.....日付.....
再検査は必要か？ はい.....いいえ.....
船舶／内水航行船は世界保健機関が特定する影響を受けた地域に寄航したか？
はい.....いいえ.....寄航港及び日付.....
出航日以降又は過去 30 日以内のいずれか短い方の期間内に寄航した港を列挙すること。
.....

到着港の権限のある当局から要求があった場合には、国際航行の出航日以降又は過去 30 日以内のいずれか短い方の期間内に船舶又は内水航行船に乗船していた乗組員、乗客その他の者を列挙すること。当該期間内に寄航した港又は国を全て含む(付表に氏名を追加すること)。

(1) 氏名.....乗船地：(1).....(2).....(3).....
(2) 氏名.....乗船地：(1).....(2).....(3).....
(3) 氏名.....乗船地：(1).....(2).....(3).....

乗船している乗組員の数.....

乗船している乗客の数.....

健康に関する質問

(1) 事故以外の理由で航行中に船舶内で死亡した者がいたか？ はい.....いいえ.....

「はい」の場合には、付表に詳細を記述すること。死者総数.....

(2) 国際航行中の船舶内に感染性の疑いがある疾病の症状が存在する、又は存在したか？

はい.....いいえ.....「はい」の場合には、付表に詳細を記述すること。

(3) 航行中に病気になった乗客の総数は通常又は予想よりも多かったか？

はい.....いいえ.....病人は何名か？.....

(4) 現在病人は乗船しているか？ はい.....いいえ.....

「はい」の場合には、付表に詳細を記述すること。

(5) 医師が診断したか？はい.....いいえ..... 「はい」 場合には、付表に医学的処置又は医学的助言の詳細を記述すること。

(6) 感染又は疾病の拡大をもたらすおそれのある船舶内の状況を認識したか？

はい.....いいえ..... 「はい」 場合には、付表に詳細を記述すること。

(7) 船舶内で衛生上の措置（例えば、検疫措置、隔離、消毒又は除染）が適用されたか？

はい.....いいえ.....

「はい」 場合には、種類、場所及び日付を記載すること。.....

(8) 船舶内に密航者が発見されたか？はい.....いいえ.....

「はい」 場合には、どこで乗船したか（判明している場合）？.....

(9) 船舶内に病気の動物又はペットがいたか？はい.....いいえ.....

注釈：船医が不在の場合には、船長は次の症状を感染性の疾病の存在を疑う根拠としてみなすべきである。

(a) 数日間継続している発熱又は(i) 衰弱(ii) 意識低下(iii) 腺腫ちょう(iv) 黄だん(v) 咳若しくは速い呼吸(vi) 通常と異なる出血若しくは(vii) まひのいずれかの症状を伴うもの

(b) 発熱の有無にかかわらず、(i) 急性の発しん若しくは皮しん(ii) 深刻なおう吐（船酔いを除く。）(iii) 深刻な下痢又は(iv) 繰り返しのけいれん

私は、私が知り、かつ、信じる限りにおいて、この保健明告書（付表を含む。）に記載した事項及び質問に対する回答が真実かつ正確であることをここに宣言します。

署名.....

船長

副署.....

船医（乗船している場合）

日付.....

船舶保健明告書の様式見本の付表

氏名	階級又は等級	年齢	性別	国籍	乗船した港、日付	病気の性質	発症日	港の医師官への報告の有無	症例への処置 ¹	患者に与えた薬物、薬品その他の治療	所見

¹ 状態：(1) その者が回復したか、引き続き病気である、又は死亡したかどうか、及び(2)その者が引き続き乗船しているか、下船（港名又は空港名を含む。）した、又は海葬したかどうかについて記述すること。

附属書 9

この文書は、国際民間航空機関が公表した航空機総合明告書の一部である。

航空機総合明告書の保健に関する部分¹

保健に関する明告

機内において飛行機酔い又は事故の影響によるもの以外の病気の者であって、伝染性の疾病（発熱（38 度以上）があり、次の兆候又は症状のうち一又は二以上を伴う場合には、その者は伝染性の疾病にかかっている可能性が高い。例えば、明らかな体調不良、持続性の咳、呼吸困難、持続性の下痢、持続性のおう吐、皮しん、外傷歴のないあざ若しくは出血又は最近発症した混乱状態）にかかっている可能性のある者の氏名及び座席番号又は職務並びに前回の着陸時に降機した者のそのような病気の症例

航行中における虫類駆除又は衛生上の措置の詳細（場所、日付、時間、方法）。航行中に虫類駆除を行わなかった場合には、直近の虫類駆除についての詳細

署名（必要な場合）及び日時

関係する乗組員

¹ 航空機総合明告書のこの版は、2007 年 7 月 15 日に効力を生じた。全体の文書は国際民間航空機関のウェブサイト <http://www.icao.int> より入手することができる。